

愛川町ふるさと納税推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町へのふるさと納税の推進により財源の確保を図るとともに、本町の魅力を広め、町内産業等の活性化に寄与することを目的として、寄附者に対して返礼品を贈呈する愛川町ふるさと納税推進事業（以下「推進事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 本町に対し、町外在住の個人が10,000円以上の寄附を行うことをいう。
- (2) 寄附者 ふるさと納税を行った者をいう。
- (3) 返礼品 ふるさと納税をした寄附者のうち希望者に贈呈する物品及びサービスをいう。
- (4) 協力事業者 推進事業に協力する返礼品の生産、製造又は販売等を行う事業者をいう。

(返礼品の贈呈)

第3条 町長は、寄附者に対する返礼品として、1回当たりの寄附金額の3割以内の返礼品を贈呈するものとする。

2 前項に規定する返礼品の贈呈は、協力事業者が返礼品を寄附者に送付又は提供することにより行うものとする。

(返礼品の要件)

第4条 寄附者に贈呈する返礼品は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 町の地域振興につながる要素を持った物品又はサービスであること。
- (2) 返礼品が物品の場合は、町内で生産、製造又は加工されているものであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節限定、期間限定等の場合は、当該期間内の数量的な安定供給が見込めること。
- (4) 返礼品が飲食物の場合は、到着後5日間程度の賞味期限が保証されるものであること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）その他の関係法規に違反していない物品等であること。

(ふるさと納税の用途)

第5条 寄附者は、ふるさと納税の用途について、次の各号のいずれか又は全てを指定することができる。

- (1) 社会福祉の増進
- (2) 文化及びスポーツの振興
- (3) 保健衛生の向上

2 町長は、前項の指定が無い場合には、ふるさと納税に係る寄附金を町長が必要と認める事業の財源に充てるものとする。

(ふるさと納税の申込等)

第6条 ふるさと納税の申込みは、愛川町ふるさと納税申込書（第1号様式）又はインターネット上の所定の申込フォームにより行わなければならない。

2 町長は、寄附者に対して寄附金受領証明書を交付するものとする。

(協力事業者の申請等)

第7条 町長は、協力事業者を公募するものとする。

2 町長は、前項の規定による公募を行うに当たっては、ホームページへの掲載その他町長が適当と認める方法により広く周知を行うものとする。

3 協力事業者の申請をすることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている企業、団体又は個人事業主とする。

- (1) 関係法令等を順守していること。
- (2) 本社、本店、支社、支店、事業所又は工場のいずれかが町内にあること。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。
- (4) ふるさと納税返礼品を活用し、愛川町をPRする意欲があること。
- (5) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有していること。
- (6) 町税に滞納がないこと。

4 協力事業者の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、愛川町ふるさと納税推進事業協力申請書（第2号様式）を町長に提出するものとする。

(協力事業者の承認)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、承認の可否を決定し、愛川町ふるさと納税推進事業協力承認（不承認）決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認の有効期限は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期限の満了日までに第11条に定める取消しがなかった場合には、当該承認を行った日の属する年度の翌年度の末日まで

有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

(内容変更及び追加の承認等)

第9条 協力事業者は、承認を受けた内容を変更又は新たに返礼品を追加しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認の申請をしようとする協力事業者は、愛川町ふるさと納税推進事業協力内容変更・追加承認申請書(第4号様式)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、承認の可否を決定し、愛川町ふるさと納税推進事業協力内容変更・追加承認(不承認)決定通知書(第5号様式)により、当該申請書を提出した協力事業者に通知するものとする。

(推進事業協力の辞退)

第10条 協力事業者は、推進事業への協力を辞退しようとするときは、速やかに愛川町ふるさと納税推進事業協力辞退届出書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(協力事業者の取消し)

第11条 町長は、協力事業者が前条に基づく辞退又は協力事業者として適当でないと認められる場合は、協力事業者の取消しをすることができる。

2 町長は、協力事業者の取消しをするときは、愛川町ふるさと納税推進事業協力取消通知書(第7号様式)により協力事業者に通知するものとする。

(協力事業者の義務)

第12条 協力事業者は、返礼品の提供に係る事故又は紛争が発生したときは、自己の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第13条 協力事業者は、返礼品の提供に係る事務(宅配業務を除く。)を第三者に請け負わせてはならない。

2 協力事業者は、推進事業の実施に係る権利及び義務を町長の許可なく、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(個人情報保護)

第14条 協力事業者は、推進事業に協力することにより知り得た寄附者の個人情報等を厳重に取り扱いつつ、推進事業以外の目的に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。協力事業者でなくなった後も、同様とする。

2 前項の規定は、協力事業者が返礼品送付時に同封したパンフレット等により、寄附者から協力事業者への商品の申込み等がなされた場合において協力事業者が知り得た個人情報の取扱いについては、適用しない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、推進事業の実施に関し必要な事項は、

町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月26日から施行し、令和3年1月1日以降のふるさと納税について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年6月1日以降のふるさと納税について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後における、この要綱の施行日前になされたふるさと納税に係る寄附金受領証明書については、改正前の第6条第2項に規定する寄附金受領証明書(第2号様式)を用いるものとする。